

1 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度は、市が保有している公文書を、市民の皆さんと共有するための仕組みです。また、個人情報保護制度は、市が保有している個人情報について適正に取り扱うとともに、自分に関する個人情報の開示・訂正などを請求する権利を保障するものです。非公開や部分公開などの決定に対して納得できない場合、行政不服審査法の規定により審査請求をすることができます。

表1 公文書公開請求・公文書公開申出の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数		決定の状況（文書数）			
			公開	部分公開	非公開 （うち不存在）	取下げ
市長	請求	18件 92文書	9文書	14文書	65文書 (65文書)	4文書
	申出	—	—	—	—	—
教育委員会	請求	5件 10文書	4文書	5文書	1文書 (1文書)	—
	申出	2件 2文書	1文書	1文書	—	—
市議会	請求	1件 1文書	—	—	—	1文書
	申出	—	—	—	—	—
計	請求	24件103文書	13文書	19文書	66文書 (66文書)	5文書
	申出	2件 2文書	1文書	1文書	—	—

※「申出」とは、情報公開請求権を有しない方の公開の申し出に実施機関が任意的公開した場合をいいます。

※「取下げ」は、情報提供での対応により、取り下げとなりました。

表2 保有個人情報開示請求の受付件数と決定の状況

実施機関	受付件数	決定の状況				
		開示	部分開示	不開示 （うち不存在）	存否応答 拒否	取下げ
市長	27件 27文書	2文書	13文書	9文書 (9文書)	—	3文書
教育委員会	1件 2文書	1文書	1文書	—	—	—
計	28件 29文書	3文書	14文書	9文書 (9文書)	—	3文書

※訂正請求は5件、利用停止請求は2件ありました。

※保有個人情報の開示決定に対し5件、保有個人情報の訂正しない旨の決定に対し5件、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に対し2件の審査請求がありましたが、情報公開・個人情報保護審査会の開催前に取り下げられました。

2 会議公開制度

公正で透明な会議運営と市政への市民参加促進のため、審議会等の会議を公開するものです。法令で設置を定められている会議や学識経験者を含み構成されている会議は原則公開され、審議検討内容を傍聴することができます。

表3 審議会等の会議公開状況

開催回数	公開・非公開の状況		傍聴人数
	公開	非公開	
496	260	236	51

※ 公開の会議の件数には一部非公開で行ったものも含まれます。

※ 非公開で行った会議の主な非公開理由は、個人情報を取り扱う審議を行ったためです。
（朝霞市介護認定審査会など）

※会議の日程や開催場所は、市ホームページや市政情報コーナーでお知らせしています。



詳しくは、市ホームページをご確認ください。